第３章　リサイクル料金返還の方法（一般申請、パソコン申請共通）

１．中古車輸出におけるリサイクル料金返還の概要

リサイクル料金が預託されている自動車を輸出した場合、その自動車の所有者は、リサイクル料金を取り戻すことができます。取戻しの権利は自動車を輸出した日から２年を経過したとき、時効によって消滅します（自動車リサイクル法第 78 条）。

＜中古車輸出とリサイクル料金返還の流れ＞

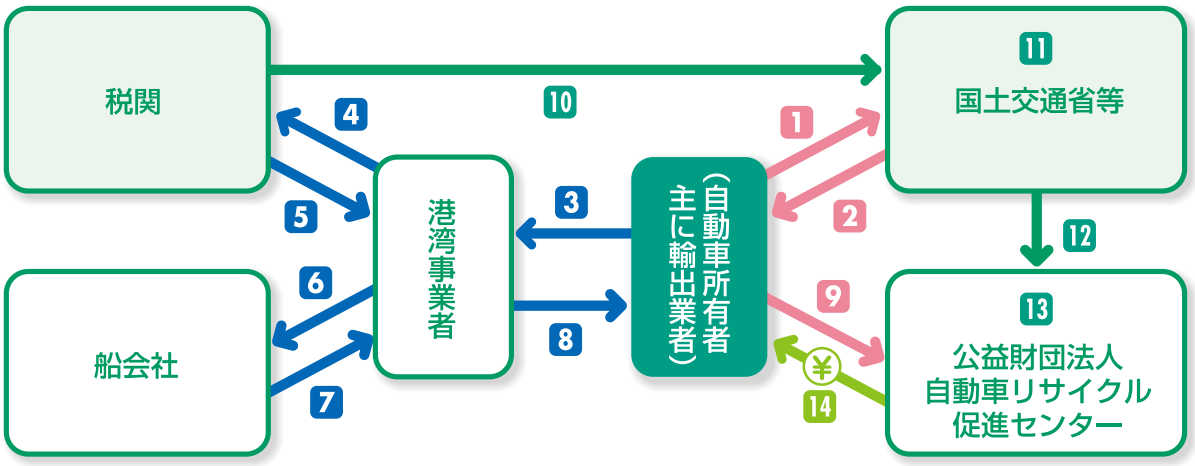

1 自動車所有者は国土交通省等に輸出抹消仮登録を申請する（又は輸出予定届出を行う）
2 国土交通省等から輸出抹消仮登録証明書（又は輸出予定届出証明書）の交付を受ける
3 港湾事業者に通関業務を依頼する
4 港湾事業者から税関に輸出許可申請を行う
5 税関から輸出許可を受ける（輸出許可書の交付）
6 中古車を船積みする
7 船会社より船荷証券が交付される
8 港湾事業者より輸出許可書・船荷証券が返却される
9 自動車所有者は公益財団法人 自動車リサイクル促進センターに対しリサイクル料金の返還を申請する
10 税関から国土交通省等に輸出許可情報が送信される
11 国土交通省等で輸出抹消登録等が行われる
12 国土交通省等から公益財団法人 自動車リサイクル促進センターに輸出抹消登録等情報が送信される
13 公益財団法人 自動車リサイクル促進センターでは、リサイクル料金の返還申請情報と輸出抹消登録等情報を照合する
14 リサイクル料金が返還される

２．返還申請方法

（１）申請書の作成

返還申請の方法は、一般申請かパソコン申請のいずれかになります。

一般申請	自動車リサイクルシステムホームページから申請書（「再資源化預託金等の取戻し申請書」）を入手し、これに必要事項を**手書き**等で記入する方法。
パソコン申請	予め自動車リサイクルシステムへの事業者登録*を行っていただいた上で、**自社が保有するパソコン画面上で必要事項を入力**し、これを印刷する方法。

＊事業者登録については、16 ページをご覧ください。
＊輸出台数が多い事業者の方をはじめとして、可能な限り自動車リサイクルシステムへの事業者登録（登録手数料や年会費は不要）を行っていただきますようお願いします。

【一般申請書入手方法】

①ホームページからダウンロードする場合

再資源化預託金等の取戻し申請書　［URL］http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg0130.html

②電話にて取り寄せる場合

輸出返還事務センターへご連絡ください。　電話番号 0570-064-860

（2）返還申請に必要な書類

リサイクル料金が預託されている自動車を輸出した自動車の所有者は、申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して公益財団法人 自動車リサイクル促進センターへ送付します。（送付先は、P.14参照）

＜申請に必要な書類＞自動車リサイクル法施行規則第 76 条２項に基づき、必ず提出が必要となります。

1	申請書（「再資源化預託金等の取戻し申請書」）*
2	輸出許可通知書の写し（当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る）
3	船荷証券の写しまたは「船舶による運送契約書」の写し（当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る） 例：SEA WAYBILL、傭船契約書等
4	輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出証明書の写し

＊一般申請とパソコン申請は、申請書フォームが異なります。

（留意点）

中古車を取扱う際の注意

・解体自動車（ノックダウン等）の輸出の場合は、リサイクル料金の返還はできません。

※マニフェスト発行を行わない解体行為や都道府県知事または、保健所設置市長の許可を受けていない業者による解体行為は、自動車リサイクル法違反になります。

申請書類について

・申請書類に不備がありますとリサイクル料金は返還できない場合があります。

・申請者と返還料金払込先口座名義人が同一であることが条件となります。

※リサイクル料金返還の申請者と輸出抹消仮登録証明書（または、輸出予定届出証明書）の名義が異なる場合は、輸出抹消仮登録証明書の名義人からの返還申請に関する委任状の添付が必要です。

※相続／合併等により申請者と所有者が異なる場合は、理由書と相続／合併を証明する公的書面（発行から３カ月以内であること）を添付してください。（例：登記事項証明書等）

・払込先金融機関は全国銀行協会に登録している金融機関に限定しています。

・携行品扱いの輸出など申請に必要な書類が揃わない場合、リサイクル料金の返還はできません。

・輸出許可通知書の写しは、構成する枚数全てを提出してください。

・輸出許可通知書の写しに車台番号が記載ない場合は、「輸出許可自動車情報」または「INVOICE」を添付してください。

・船荷証券または船舶による運送契約書の写しに車台番号が記載ない場合は、その書類に添付された「INVOICE」または「ATTACHED SHEET」を添付してください。

・輸出抹消仮登録証明書や輸出予定届出証明書にかえて、一時抹消登録証明書や登録事項等証明書では必要書類として認められません。

申請の時効について

・リサイクル料金取戻しの権利は、その自動車を輸出した日から２年を経過したとき、時効によって消滅します。（自動車リサイクル法第 78 条第２項）

※未登録車の場合：税関長による輸出許可日から２年

※登録車／届出車の場合：国土交通大臣等による輸出抹消登録日（輸出抹消記録日）から２年

（３）輸出取戻し手数料

一般申請とパソコン申請のリサイクル料金返還の事務手数料は、次の通りとなります。

一般申請	780 円／台
パソコン申請	440 円／台

※支払金額合計は各車両の預託金及び利息の合計額から、返還事務手数料を差引いた金額となります。
※パソコン申請の方が、申請内容等確認・可否通知などにかかる費用が少なくすむため、一般申請よりも手数料が低くなっています。

（４）一般申請に必要な「再資源化預託金等の取戻し申請書」の記載方法

⇒パソコン申請については 18 ページ以降をご覧ください。

一般申請は 13 ページの申請書を使用します。リサイクル料金の返還申請を行う車両 1 台につき、申請書 1 枚が必要になります。

【記入項目及び記入上の注意点】

（申請日欄）

申請日	申請書作成日を記入してください。

（申請者欄）

氏名又は名称	法人・個人の名称または氏名を記入、押印してください。 ※押印なき場合、申請は無効となります。 ※個人事業主の方は、個人名まで記入してください。
担当者名	書類記載項目および添付書類の確認をする場合の担当者を記入します。
住所	法人の場合、登記上の住所を記入します。
電話番号	書類記載項目および添付書類の確認をする場合の連絡先を記入します。

（車両情報欄）

車台番号又は職権打刻番号	1 マスに 1 文字を記入します（ハイフン（）も 1 文字）。
リサイクル券番号	リサイクル券番号を確認し正しく記入します。
リサイクル料金※	シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類、情報管理料金、合計額を正しく記入します。

※リサイクル料金の確認方法については 7 ページをご覧ください。

（受取口座欄）＜金融機関の場合＞

金融機関名	全国銀行協会に登録している金融機関であり、口座名義人と申請者が同一名義であることが必要です。 フリガナは必ず記入します。
種目	
口座番号	
口座名義	

（受取口座欄）＜ゆうちょ銀行の場合＞

通帳記号	口座名義人と申請者が同一名義であることが必要です。 フリガナは必ず記入します。
通帳番号	
口座名義	

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 宛

申請日：西暦 ２０１０年 ４月 １日

再資源化預託金等の取戻し申請書

記入例

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）
法第七十八条に基づき再資源化預託金等の取戻しについて下記の通り申請致します。

1）申請者

※1 氏名又は名称（屋号）	東京商事㈱　港営業所	※2 ㊞
担当者名	東京太郎	
※3 住所	〒125-0061 東京都港区芝大門　〇－〇－〇	
※4 電話番号	03-1111-1234	

※1　個人事業主の場合は、屋号または個人名をご記入下さい。（※7参照）
※2　法人の場合は、必ず社印の捺印をお願いします。
※3　郵便番号・建屋名までご記入下さい。　※4　電話番号は、携帯電話も可。

2）車両情報

車台番号／職権打刻番号	A A A 1 1 1 － 0 1 1 0 1 1 1	
リサイクル券番号	1 1 1 1 － 1 1 1 1 － 1 1 1 1	
再資源化預託金等の額（資金管理料金除く）※5	①シュレッダーダスト料金	¥10,000
	②エアバック類料金	¥3,000
	③フロン類料金	¥2,100
	④情報管理料金	¥230
	合計額（①+②+③+④）	¥15,330

※5　各料金額に記入モレがある場合、申請書を返送させて頂きます。

3）受取口座

＜金融機関の場合＞　※口座番号は必ず右づめでご記入下さい。

金融機関名	〇〇〇	銀行 ・ 信用金庫 信用組合	△△△	本店 支店
銀行コード	9 9 9 9	支店コード	9 9 9	
預金種目	普通・当座	口座番号	1 2 3 4 5 6 7	
※6 フリガナ	トウキヨウシヨウシ゛(カ			
※7 口座名義	東京商事㈱			

＜ゆうちょ銀行の場合＞

通帳記号		通帳番号	
※6 フリガナ			
※7 口座名義			

※6　通帳のフリガナ欄を確認の上、濁点、半濁点、記号も１文字とし、ご記入願います。
※7　金融機関口座は国内に在るものに限り、口座名義人と申請者が同一名義人であることが必要です。
注：　２台以上まとめて申請される場合も、全ての申請書に受取口座を必ずご記入下さい。

＜お問合せ先＞　自動車リサイクルシステム　輸出返還事務センター
TEL：0570-064-860　9:00～17:00　（土日・祝／休業）
＜申請書の送付先＞　〒143-0001　東京都大田区東海 1-3-6　AMB 大田 DC6 階 S　プラスカーゴサービス内
公益財団法人　自動車リサイクル促進センター　輸出返還申請書受付係

３．申請書類の送付先

申請書が用意できましたら、必要書類を添付して送付します（11 ページ２.（２）をご覧ください）。

＜送付先と問い合わせ先＞

送付先	〒 143-0001 東京都大田区東海1-3-6 AMB大田DC6階S プラスカーゴサービス内 公益財団法人 自動車リサイクル促進センター　輸出返還申請書受付係
問い合わせ先	自動車リサイクルシステム輸出返還事務センター TEL：0570-064-860 受付時間：9：00 ～ 17：00（土日・祝日休業） ※一部の IP 電話・光電話・公衆電話からはご利用いただけません。

４．申請書類の受理

申請書の記載内容及び添付書類の確認後、申請が受理されます。申請書類内容に不明な点があった場合、公益財団法人 自動車リサイクル促進センターから申請者に対して電話等で問い合わせする場合があります。なお、明らかに書類不足や不備がある場合は申請書類一式を申請者に返送します。

５．申請車両と輸出抹消登録情報等との照合

国土交通省等から輸出抹消登録等の情報提供を受け、返還申請情報と照合がなされた自動車についてリサイクル料金を返還します。輸出抹消登録等の情報の提供がない自動車については、リサイクル料金の返還がされません。

※一度も新規登録・検査を受けたことのない未登録車（構内車等）を返還申請する際は、自動車リサイクルシステム輸出返還事務センターへお問い合わせください。

※税関等への通関手続きの方法により、国土交通省等による輸出抹消登録等の時期が異なるため、リサイクル料金の返還時期も異なります。

＜返還申請を受理してから返還までのプロセス図＞

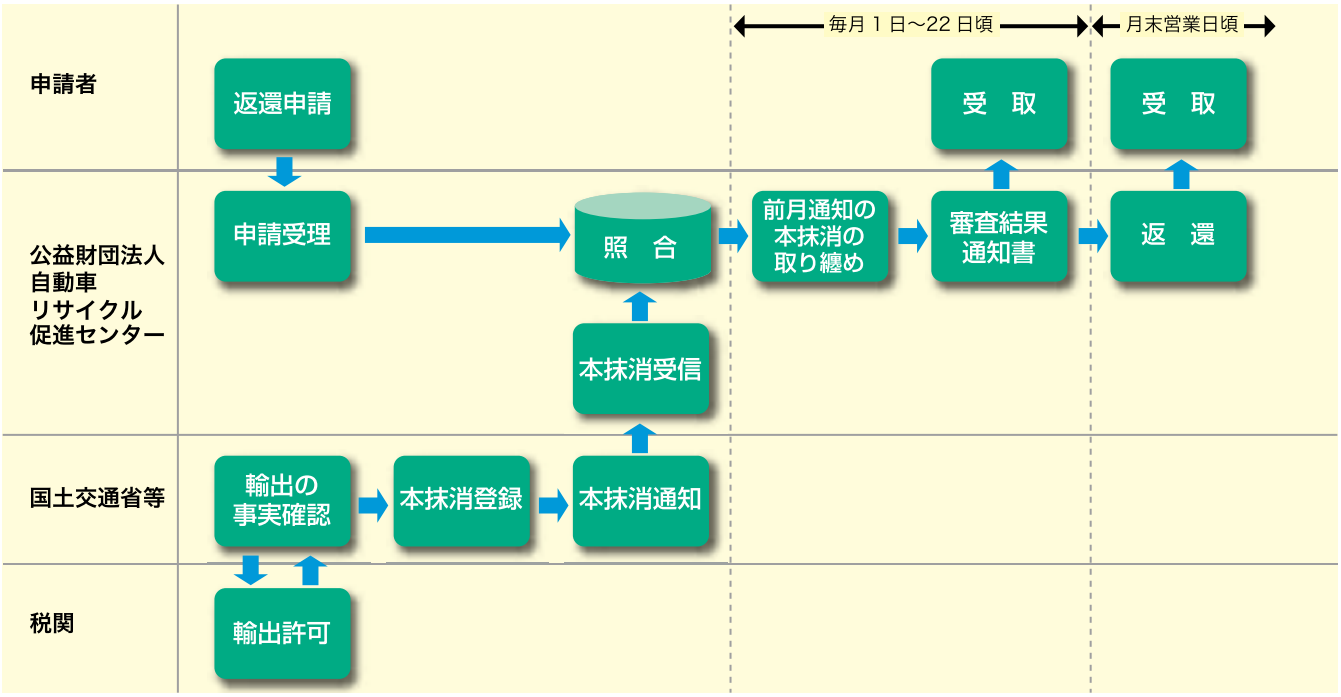

６．返還料金の送金

申請が受理され、輸出抹消登録等の情報と返還申請情報との照合がなされた自動車の返還分リサイクル料金（事務手数料を差し引いた額）は、申請者ごとに毎月末にとりまとめ、翌月末に申請者が指定した金融機関口座に送金します。